

信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金 募集要項



本奨学金制度は、平成 30 年 4 月に信州大学に入学を希望する、学業優秀な高校生等に対して、経済的理由により本学への進学を諦めることのないよう、入学時に必要な学資の一部を奨学金として給付して支援することを目的としています。

申請の対象

次のいずれにも該当する者

- (1) 日本の高等学校又は中等教育学校を平成 30 年 3 月卒業見込みの者。
- (2) 本学の一般入試（前期日程）に出願を予定し、合格した場合には、入学することを確約できる者。
- (3) 世帯の平成 28 年分の収入*1 の合計が 400 万円以下（所得*2 の場合は 200 万円以下）である者。

*1 収入とは給与、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等の収入金額であり、所得証明書の収入内訳欄に記載された給与収入・公的年金等の合計額です。

*2 所得とは、事業所得（農業・自営業など）、不動産所得などの所得金額であり、所得証明書の所得内訳欄に記載された給与所得・公的年金等を除いた金額の合計額です。

申請の概要

1. 給付額

奨学金の額は 40 万円とし、一時金として給付します。
※給付型・貸与型を問わず、他の奨学金との併用が可能です。

2. 採用者数

25 人程度

3. 申請書類

次の ①～⑥ の書類を全て提出してください。

- ① 信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金申請書類チェックリスト
- ② 【様式 1】信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金申請書
- ③ 【様式 2】信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金推薦書
（学校長が作成し、厳封のこと）
- ④ 申請者が属する世帯全員分の住民票
- ⑤ 申請者が属する世帯全員分の所得証明書（平成 28 年分）
- ⑥ 結果通知用封筒（82 円切手を貼付したもの）

※申請書類の詳細については、①申請書類チェックリストにて確認してください。

※①～③の書類は信州大学ホームページ「信州大学→受験生の方へ→奨学金→信州大学入学サポート奨学金」よりダウンロードできます。

4. 申請方法

申請者は、「3. 申請書類」一式を下記提出先に郵送（簡易書留等送付した記録が残る配達手段）にて提出してください。

提出先 〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
信州大学学生総合支援センター 経済支援グループ
(郵送封筒表面に「信州大学入学サポート奨学金申請書類在中」と朱書きしてください。)

5. 申請期間

平成 29 年 11 月 20 日(月)～平成 29 年 12 月 15 日(金)【必着】

6. 受給内定者の決定

申請書類により、本学への入学意欲、家計状況、学業成績を総合的に審査し、受給内定者及び受給候補者を決定します。選考結果は文書にて、推薦された学校長及び申請者全員に、平成 30 年 1 月 9 日(火)に発送いたします。

7. 奨学金受給者の決定

一般入試（前期日程）に合格した受給内定者を受給決定者とします。ただし、受給内定者の可否によって奨学金受給決定者が 25 人に満たない場合は、受給候補者を受給決定者とします。受給内定者及び受給候補者に通知書を平成 30 年 3 月 6 日(火)に発送します。

なお、本学入試に出願しなかった者及び入試不合格者は選考対象となりませんので、通知書の送付はいたしません。

8. 奨学金の給付

受給決定者が、入学手続きを完了した場合には平成 30 年 3 月 20 日(火)に指定の口座に奨学金を振り込みます。

9. 奨学金の返還

給付された奨学金は、原則として返還の必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 入学を辞退したとき。
- (2) 入学後 1 年以内に退学したとき、または除籍されたとき。
- (3) 入学後 1 年以内に本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき。
- (4) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (5) その他給付の決定を受けた者として適当でないと判断される事実があったとき。

10. その他留意事項

- (1) 本奨学金の申請・選考は、入学試験の可否に全く影響いたしません。
- (2) 本奨学金の申請において提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) 本奨学金の申請書類等に記載されている個人情報については、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に利用することは一切ありません。



(お問い合わせ先)
信州大学学生総合支援センター
経済支援グループ
Tel : 0 2 6 3 - 3 7 - 2 1 9 9